

2025年10月

企業会計基準公開草案第90号

関連当事者の開示に関する会計基準（案）

企業会計基準公開草案第90号「関連当事者の開示に関する会計基準（案）」

企業会計基準第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」（2006年（平成18年）10月17日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している）。なお、従来和暦による表記を行っていた箇所について、西暦による表記を追記するなどの形式的な修正を行っているが、当該修正のみを行っている箇所は、本新旧対照表に含めていない。

公開草案	現行
<p><b>企業会計基準第11号 関連当事者の開示に関する会計基準</b></p> <p style="text-align: center;">2006年（平成18年）10月17日 改正 20XX年XX月XX日 企業会計基準委員会</p>	<p><b>企業会計基準第11号 関連当事者の開示に関する会計基準</b></p> <p style="text-align: center;">平成18年10月17日 企業会計基準委員会</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>本会計基準は、平成28年12月16日までに公表された次の会計基準等による修正が反映されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」（平成28年12月16日改正）</u></li> </ul> </div>
<p><b>会計基準</b></p> <p><b>関連当事者との取引に関する開示</b></p> <p>10. 開示対象となる関連当事者との取引がある場合、原則として個々の関連当事者ごとに、以下の項目を開示する。</p> <p>(1) ～ (7) (略)</p> <p>(8) 関連当事者に対する<u>信用減損債権</u>に係る情報（貸倒引当金繰入額、貸倒損失等）。なお、第5項(3)に掲げられている関</p>	<p><b>会計基準</b></p> <p><b>関連当事者との取引に関する開示</b></p> <p>10. 開示対象となる関連当事者との取引がある場合、原則として個々の関連当事者ごとに、以下の項目を開示する。</p> <p>(1) ～ (7) (略)</p> <p>(8) 関連当事者に対する<u>貸倒懸念債権及び破産更生債権等</u>に係る情報（貸倒引当金繰入額、貸倒損失等）。なお、第5項(3)</p>

公開草案	現行
連当事者の種類ごとに合算して記載することができる。	に掲げられている関連当事者の種類ごとに合算して記載することができる。
<b>適用時期等</b> 12. <u>2006年公表の本会計基準（以下「2006年会計基準」という。）は、2008年（平成20年）4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する。ただし、2007年（平成19年）4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から2006年会計基準を適用することができる。</u>	<b>適用時期等</b> 12. 本会計基準は、平成20年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する。ただし、平成19年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から本会計基準を適用することができる。
13. <u>2006年会計基準の適用にあたり、日本公認会計士協会 監査委員会報告第62号「関連当事者との取引に係る情報の開示に関する監査上の取扱い」については、改廃を検討することが適当である。</u>	13. <u>本会計基準の適用にあたり、日本公認会計士協会 監査委員会報告第62号「関連当事者との取引に係る情報の開示に関する監査上の取扱い」については、改廃を検討することが適当である。</u>
13-2. <u>20XX年改正の本会計基準（以下「20XX年改正会計基準」という。）の適用時期は、20XX年改正の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）の適用時期と同様とする。</u>	(新 設)
13-3. <u>20XX年改正会計基準の適用初年度においては、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しない。</u>	(新 設)
<b>結論の背景</b> <b>経 緯</b> 15-2. <u>20XX年改正会計基準においては、20XX年の金融商品会計基準の</u>	<b>結論の背景</b> <b>経 緯</b> (新 設)

公開草案	現行
<p>改正において、<u>予想信用損失モデルを導入することに伴い、一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の区分を廃止することとしたことから、所要の改正を行った。</u></p>	
<p><b>関連当事者との取引に関する開示</b> <b>信用減損債権</b></p> <p>37. <u>2006年会計基準の開発にあたり、関連当事者との取引による貸倒懸念債権及び破産更生債権等に関する情報は、開示することにより信用不安を発生させる可能性があるため、開示すべきではないという意見があった。しかし、投資判断情報として有用な情報であると考えられ、かつ、IAS第24号では開示が求められている点、我が国の現行実務においても、関連当事者との取引の中で開示されているケースがみられた点を踏まえて、2006年会計基準では開示を求めることとした。</u>なお、開示方法については、上記の指摘も考慮して、<u>関連当事者の種類ごとに合算して記載することができることとした</u>（第10項(8)参照）。</p>	<p><b>関連当事者との取引に関する開示</b> <b>貸倒懸念債権及び破産更生債権等</b></p> <p>37. 関連当事者との取引による貸倒懸念債権及び破産更生債権等に関する情報は、開示することにより信用不安を発生させる可能性があるため、開示すべきではないという意見があった。しかし、投資判断情報として有用な情報であると考えられ、かつ、IAS第24号では開示が求められている。<u>また、我が国の現行実務においても、関連当事者との取引の中で開示されているケースがみられる。これらの点を踏まえて、本会計基準では開示を求めるとしている。</u>なお、開示方法については、上記の指摘も考慮して、<u>関連当事者の種類ごとに合算して記載することができることとしている</u>（第10項(8)参照）。</p>
<p>37-2. <u>20XX年の金融商品会計基準の改正に伴い、20XX年改正会計基準において、貸倒懸念債権及び破産更生債権等を信用減損債権に置き換える改正を行った</u>（本会計基準第10項(8)参照）。</p>	<p>（新 設）</p>
<p><b>適用時期等</b></p> <p>40. 関連当事者の範囲の拡大に伴い、財務諸表作成会社における受入準備が必要であることを考慮して、<u>2008年（平成20年）4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から2006年会計基準を適</u></p>	<p><b>適用時期</b></p> <p>40. 関連当事者の範囲の拡大に伴い、財務諸表作成会社における受入準備が必要であることを考慮して、平成20年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から<u>本会計基準を適用することとし</u></p>

公開草案	現行
<p>用することとしている。ただし、<u>2007年(平成19年)4月1日</u>以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用することもできることとしている。</p>	<p>ている。ただし、平成19年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用することもできることとしている。</p>
<p>41. <u>20XX年の本会計基準の改正は、20XX年の金融商品会計基準の改正に伴うものであるため、20XX年改正会計基準の適用時期は20XX年改正の金融商品会計基準の適用時期と同様とした(本会計基準第13-2項参照)。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>42. <u>また、20XX年改正会計基準の適用初年度においては、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しないこととした(第13-3項参照)。</u></p>	<p>(新 設)</p>

以 上